

平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

出資法人に関する財務事務について

総括表

【平成25年3月 26 日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置 分)	経過報告 (うち今回経過報告 分)	件数	措置 (うち今回措置 分)	経過報告 (うち今回経過報告 分)
府の財務事務に対する指摘	出資の有効性検討	0	0	0	6 (2)	4  2 (2)
	出資法人との関わり(人的関与を含む) のあり方	0	0	0	18	18 0
	公益法人制度改革への対応	0	0	0	1	1 0
	出資法人への貸付金・委託料・補助金 の検討	7	7	0	25 (1)	24 (1) 1 (1)
	出資法人への府有財産の貸付	0	0	0	1	1 0
	出資法人への損失補償・債務保証	0	0	0	1	1 0
各出資法人に対する指摘	財団法人大阪産業振興機構	0	0	0	3	3 0
	財団法人大阪府タウン管理財団	0	0	0	5	5 0
	大阪府住宅供給公社	0 0	0 0	0 0	2 0	2 0 0 0

- (注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの  
意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと
- (注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの  
経過報告……措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>第4 監査の結果及び意見(府の財務事務に対する指摘)</p>			
<p>【1】出資の有効性検討</p> <p>2. 意見 (1)「財政再建プログラム(案)」の方向性として自立化を目指す法人については出資のあり方を見直すべき</p>	<p>財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしているのであるから、出捐の回収ができない公益法人や社会福祉法人以外の株式会社の指定出資法人については、<u>自立化のため、将来においては可能な限り府の出資比率を下げる</u>ことが望ましいと考える(意見番号1)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社大阪国際会議場</li> <li>・大阪高速鉄道株式会社</li> <li>・堺泉北埠頭株式会社</li> </ul>	<p>【株式会社大阪国際会議場】 府立国際会議場が有する国際会議拠点機能を最大限に発揮させる観点から、現在、当該法人(指定管理者)と、来年度以降の施設の運営のあり方について協議中である。今後、この協議の結果をふまえ、府出資率を含む中長期的な課題について検討していく。</p> <p>【堺泉北埠頭株式会社】 府市統合本部会議(平成24年6月19日開催)、及び大阪府戦略本部会議(平成24年6月29日開催)において、類似・重複している行政サービス(B項目)の基本的方向性が決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府市港湾事業の統合(A項目)、及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と(仮称)阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす。</li> <li>・そのため府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。</li> </ul> <p>今後、同社の港湾運営会社指定に向けては、府の出資による関与や人的関与が一定必要になることが見込まれるため、(仮称)阪神港埠頭(株)設立の動きや港湾運営会社に対する国の動向も見極めながら、出資や配当のあり方を検討していく。</p>	<p>経過報告</p> <p>経過報告</p>
<p>(2) 出資に対する効果の測定をすべき</p>	<p>次の2出資法人については、さらに<u>出資の効果としての配当を要求することが可能である</u>と考える(意見番号2)。</p>	<p>【堺泉北埠頭株式会社】 府市統合本部会議(平成24年6月19日開催)、及び大阪府戦略本部会議(平</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
①株式配当収入 の効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社大阪国際会議場</li> <li>堺泉北埠頭株式会社</li> </ul>	<p>成 24 年6月 29 日開催)において、類似・重複している行政サービス(B 項目)の基本的方向性が決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府市港湾事業の統合(A 項目)、及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と(仮称)阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす。</li> <li>・そのため府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。</li> </ul> <p>今後、同社の港湾運営会社指定に向けては、府の出資による関与や人的関与が一定必要になることが見込まれるため、(仮称)阪神港埠頭(株)設立の動きや港湾運営会社に対する国の動向も見極めながら、出資や配当のあり方を検討していく。</p>	
(5)株式会社大阪繊維リソースセンターに対する貸付金の回収条件を早急に見直すべき ⑤意見	<p>現在保有している余剰資金を取り崩したとしても、数年間の返済が限界である。営業収益の5倍もの貸し付けを行っていることから、<u>現在の貸付条件では回収不可能であることは明らかであり、早急に貸付条件を見直さなければならない</u>(意見番号38)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社大阪繊維リソースセンターの特別清算手続きの中で、下記の処理方針について、会社、府、泉大津市の三者で和解した。</li> </ul> <p>【処理方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① (株)大阪繊維リソースセンターが区分所有する建物は、泉大津市に売却し、売却代金を府貸付金の返済に充てる。建物の府有部分も併せて市に売却。</li> <li>② リソースセンターの全財産から回収した後、なお残る府の残債権は特別清算手続きの中で放棄し、清算手続きを終了させる。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記処理方針に基づく和解案について、24 年9月議会で承認を得、順次建物売買、清算を行った。(会社所有建物売却代金:3 億 5240 万円、弁済(21 年度以降):6 億 5,060 万 4,234 円)</li> <li>・結果として、残債権 15 億 1,679 万 3,718 円を債権放棄した。</li> <li>・平成 25 年 1 月 5 日、大阪地方裁判所が特別清算終結の決定を確定し、1 月 8 日、同所が大阪法務局へ特別清算終結登記申請し、受理された。</li> </ul>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>(2)大阪府立中 河内救命救急セ ンターの効率的 な運営方法を検 討すべき ②意見</p>	<p>現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要であると考え(意見番号 45)。 ・財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>【財団法人大阪府保健医療財団】 疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、よりよい運営形態のあり方について検討を進めている。</p>	<p>経過 報告</p>